第2回筑後市農業委員会総会議事録

時 令和 5 年 8 月 4 日 午後 1 時 25 分~午後 2 時 45 分

場 所 中央公民館 3 階 視聴覚室

出欠者 出席者 15名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

- 2. 議事録署名人の指名
- 3. 付議事案
 - 報告 第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について
- 報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 解約について
- 議案 第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の 規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
- 議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権 移転について
- 議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用 集積等促進計画について
- 議案 第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 設定について
- 議案 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案 第7号 土地区画整理事業に係る農地の取扱いについて
- 4. 閉 会

出席委員(15名)

1	番	松永	博視	2 番	冨安	春二
3	番	吉武	正悟	4 番	鶴田	清
5	番	田島	雅弘	7 番	溝口	弘之
8	番	中村	伸秀	9 番	下川	一馬
1	0番	中村	勇次	11番	城戸	孝行
1	2番	井寺	知江子	13番	下川	隆稔
1	4番	成清	輝美	15番	岡本	義照
1	6番	近藤	茂			

本会議に欠席した農業委員(1名)

6番 河原 努

会議に出席した事務局職員

事務局長 井 上 浩 二 課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時25分 開会

○議 長

皆さん、こんにちは。

皆さん大変お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。只今から、第 2回農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日は、6番の河原委員が欠席でございます。

注意事項を申し上げます。効率的な審議になるようですね、事務局からの説明は簡潔 にお願いします。

また、発言される委員は、議長の許可を得て、議案の審議に必要なものは簡潔にお願いしますし、議案の審議に直接影響のないものにつきましては、最後の協議事項の際にお願いいたします。

本日の議事は、報告事項が2件、議案が7件でございます。

慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人を指名します。

本日の委員会の議事録署名人には、3番の吉武正悟委員、4番の鶴田清委員にお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。

報告第1号から第2号について、続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について でございます。

今回の認定農業者の方ですね、市の認定、まず、左の区分が再認定の方でございま
す。1番から9番ですね。
5-1、さん、さん、ブドウ、水稲、麦、大豆でございます。
5-2、さん、井田下、イチゴでございます。
5-3、さん、富重、ブドウでございます。
5-4、さん、さん、でございます。
5-5、さん、さん、井田下、花きでございます。
5-6、さん、水稲、麦、大豆でございます。
5-7、さん、さん、上北島、ミディトマト、麦、水稲、WCS でござ
います。
5-8、さん、水田下、イチゴでございます。
5-9、さん、常用、冬春ナスでございます。
1枚捲っていただきまして、2ページをご覧ください。
こちらは、変更というところで書いてございます。
認定番号30-20、さん、さん、中折地、変更内容の理由としまし
ては共同申請、さんが一緒にされるということでございます。
認定番号30-2、さん、さん、さん、変更事由はさん
が追加をされるというところでございます。

認定番号3-17、____さんです。変更につきましては機械を追加されるというところでございます。

今回の認定件数につきましては、再認定9経営体、変更3経営体、全部で12経営体というところでお願いしたいと思います。

右側の米印ですね、令和5年7月1日現在の、認定農業者数については、172経営体、市の認定が148経営体、県の認定が22経営体、国の認定が2経営体となっております。

ここで県の認定というのはですね、福岡県内で、例えば、筑後市とみやま市にあるという時が、跨る時が、県の認定になります。例えば、筑後市と、熊本県の南関とかにある時が、国の認定というふうになりますので、皆さん覚えておいていただくと助かります。

報告第1号は、以上でございます。

○事務局

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約についてでございます。

利用権の解約は、第1項から第3項まで記載されておりますが、第1項のみ説明させていただきます。

第1項及び第1項の2、所在久富、田2筆、面積計2,353.00 ㎡、解約事由は中間管理事業への移行のためでございます。解約後については、18ページの1-47項、1-48項で貸借権の設定となっております。

2項以降はご参照をお願いいたします。説明は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書4ページをお願いいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定による あっせん譲受等候補者の登録申請について

でございます。

第1項、氏名 _____ さん、住所 筑後市大字新溝、経営形態 アスパラ・米・麦、面積 202.84a、農業労働力、4名でございます。大字鶴田の畑、約1,500 ㎡の購入を予定されているため申請されております。

続きまして、第2項、_____さん、住所 大字島田、経営形態 米・麦・大豆、面積260.76a、農業労働力 計3名でございます。大字井田の田、約3,300 ㎡の購入を予定されているため申請されております。

続きまして、第3項、____さん、住所 大字島田、経営形態 米・麦・大豆・イチゴ、面積177.64a、農業労働力 計3名でございます。大字島田の田、約2,700 ㎡ の購入を予定されているため申請されております。

続きまして、第4項、_____さん、住所 大字島田、経営形態 米・麦・大豆、面積353.45a、農業労働力 計3名でございます。大字島田の田、約2,800 ㎡の購入を予定されているため申請されております。

説明は以上です。

○議 長

議案第1号の4項まで説明がありましたけど、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員(3番)

地元ですけど、これは買うというふうに言われましたが、その場所というのは、これには記録は無いわけですね、

○事務局

今回は出ないんですけど、次かな、議案としてですね。この方が買われるということで今回は登録するんですけど、次回にあがってきます、議案としてですね、どこを買われるという、同時にちょっと出来ないということで。よろしいですか。

○議 長

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第2号第1項を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

5ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について でございます。

第1項、所在鶴田、地目畑1筆、面積1,526.00 ㎡、渡人、大字新溝の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円でございます。説明は以上でございます。

○議 長

第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在井田、地目田1筆、面積3,281.00 ㎡、渡人、大木町の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円でございます。 説明は以上でございます。

○議 長

第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

6ページをお願いいたします。

第3項、所在島田、地目田2筆、面積計2,785.00 ㎡、渡人、大字島田の_____さん、 受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円でございま す。説明は以上です。

〇議 長

第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、所在島田、地目田1筆、面積1,372.00 ㎡、渡人、大字島田の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円でございます。説明は以上です。

○議 長

第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

7ページをお願いいたします。

第5項、所在島田、地目田2筆、面積計1,321.00 ㎡、渡人、大字島田の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円でございます。説明は以上です。

○議 長

第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員(11番)

11番の城戸です。

これですね、経営面積のところに 1,321 であがっとるんですけど、備考のところに 賃借の っち、これが借りてあるっちいうことですかね。

○事務局

はい、借りてあります。

○議 長

他に、第5項について質問のある方お願いします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号第5項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

8ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について 及び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について でございます。

中間管理事業の利用権設定は、この8ページから19ページまでございます。第1項のみ説明させていただきますが、19ページまでのほとんどが第1項関係になりますので、19ページをお願いしたいと思います。

借人は、19ページ、1-51に記載がある、大字久富の_____さんで、面積計 187,277.00 ㎡、利用権は使用貸借、利用目的は米・麦・大豆、期間は10年間となっています。説明は以上です。

○議 長

議案第3号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

20ページをお願いいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について でございます。

利用権設定は再設定が1件、変更1件でございます。

先程は、中間管理機構の利用権の設定だったんですけど、今回はですね、市の方の 計画になります。

権利種別、貸借権設定、第1項、所在長崎、地目田1筆、面積516.00 ㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字熊野の_____さん、代表相続人_____さん、借人、大字庄島の____さん、利用目的、WCS・麦、借賃は反当り_____円でございます。期間は約5年間となっています。

第2項の変更については、ご参照をお願いいたします。

続きまして、21ページをお願いいたします。

集計の説明をさせていただきます。

先程、中間管理事業分の議案がありましたが、それを含めてですね、集計があります。

括弧書きが中間管理事業分で内数となっております。全部のですね、合計のみ読み上げます。

左上の総計でございます。田53件、面積190,994.00㎡、畑2件、面積2,124.00㎡、合計55件、193,118.00㎡でございます。

新規・再設定別では、新規4件、再設定51件、通年・期間借地の別では、通年 52件、期間借地3件、小作料納入別では、金納3件、耕起代掻3件、使用貸借49 件でございます。

右の表をご覧ください。

貸借期間別です。5年が1件、15年が54件となっております。

説明は以上でございます。

○議 長

議案第3号については、承認いただきましたけど、議案第4号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第4号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、農地法3条になりますけど、議案第5号を提案いたします。本日の農地法の 案件は2件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

22ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約贈与、所在鶴田、地目畑1筆、面積311.00 ㎡、渡人、大字鶴田の_____さん、受人、同じく大字鶴田の____さん、申請事由は弟の____さんへ贈与のためでございます。作物は露地野菜でございます。説明は以上でございます。

○議 長

第1項について、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりでございます。兄弟間での贈与でございます。 ご審議方よろしくお願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。 質問も無いようでございますので採決をとります。 第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在井田、地目田1筆、面積154.00㎡、渡人、埼玉県本庄市の さん、福岡市の さん、受人、大字井田の さん、申請事由は離農の ためでございます。作物は露地野菜でございます。売買価格は総額で 円でござ います。説明は以上でございます。

〇議 長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明のとおりです。

〇議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は5件でござい ます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の23ページをお願いします。

この地図をですね、横に準備をお願いしたいと思います。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在蔵数、地目田1筆畑2筆、面積合計2,317.00 m²、渡人、蔵 数の さん、同じく荒木の さん、受人、京都市の さんでございます。 申請事由は駐車場及び地域交流施設となっております。場所の確認をお願いします。

地図の1ページをご覧ください。

車線の青の部分ですね、青の車線の部分が申請の農地、そして緑色のところは一体利
用地で、今回の場合は宅地となっております。こちらの農地区分はですね、周囲を住
宅に囲まれた農地で、第3種農地、原則許可となってます。
さんはですね、、あとがあり、申請地の北側にが建ってお
りますが、での講習会ですね、というような催事が年間30回ほどあって、駐
車場不足でですね、また、先程言いました、もありますので、その施設
などもですね、そこで計画をされているようでございます。また、地域交流が盛んで
ございまして、地域の交流の場所としてですね、この整備を計画されたものでござい
ます。先程言いましたように、一体利用地としてですね、緑色のところ、宅地がです
ね、661.81 m゚あります。土地の価格は宅地を含めて合計の円、坪単価の約

国道209号線のですね、____のすぐ南側というところになっております。この

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

円となっております。説明は以上です。

○担当委員

筑後北校区の中村です。

ただ今事務局の説明があったとおりでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第1項について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約使用貸借、所在富重、地目畑1筆、面積302.00 ㎡、貸人、富重の_____さん、受人、若菜の_____さんの娘夫婦となっております。申請事由は自

己住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の2ページをお願いします。

〇議 長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

二川校区の松永です。

これは第1種農地の真ん中ありますけれども、周囲がほとんど、田じゃなくて畑ですので、水利関係は全く問題ありません。説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約使用貸借、所在羽犬塚、地目畑3筆、面積合計530.00 ㎡、貸人、羽犬塚の_____さん、借人、羽犬塚の____さん、___になられます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。

こちらの農地の間にですね、_____が建っておりますけど、____の同意について申請中となっています。こちらの農地はですね、用途地域、第3種農地、原則許可になります。一体利用地としてですね、非常に見にくいんですけれども、この青色の農地

の左下にちょっとですね、緑色のところがありますが、これが雑種地で 2.08 ㎡、使用貸借期間が 20年、説明は以上でございます。

○議 長

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

羽犬塚校区の鶴田です。

ただ今の事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員(11番)

11番の城戸ですけど、この雑種地は道路かなんかん時に残っとったっですか。

○事務局

そうです。角をこう切ってですね。

○議 長

他にありませんか。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書、24ページをご覧ください。

次の2件はですね、土地区画整理事業にかかるものでございます。既に、事業認可もですね、転用許可もですね、済んでおりますけれども、所有権移転をするにはですね、便宜上、農地法5条の転用許可が必要であると法務局の見解が出ていますので、これに伴い許可申請をされたものになります。所有権移転を行う場合はですね、従前の農地の地番と、仮換地指定の街区の番号を併記することになっていますので、議案書にはその旨、記載しているところでございます。

では、第4項、契約売買、所在和泉、地目雑種地1筆、面積662.00 ㎡、実際に所有

権移転される場所はですね、この下に書いております、土地区画整理事業地内、仮換地____、202.81 ㎡でございます。渡人、筑後市泉の_____さん、受人、若菜の_____さん、申請事由は自己住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の4ページですね。5条の4と書いてある上のところですね、こちらの方の、青色で書いているところが、従前の農地の番地で、実際は、右の四角のところを転用されると、こちらにお家が建つというところでございます。こちらの農地は、用途地域で第3種農地、原則許可でございます。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議 長

続いて、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

羽犬塚校区の鶴田です。

ただ今の事務局の説明のとおりです。地図は4ページです。ご審議の程よろしくお 願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

- • ••
第5項、契約売買、所在和泉、地目雑種地3筆、面積合計1,231.00㎡、実際に所有
権移転される場所は、先程申しましたように、仮換地で面積 353.38 m²です。渡
人、和泉のさん、受人、上北島のさん、さん、それぞれ持ち分、
2分の1、申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。
同じく4ページ下ですね、5条の5のところでございます。
のところの角地に建てられるというところでございます。こちらの農地は、同
じく用途地域で第3種農地、原則許可になります。土地の価格は 円、坪単価の

約 円、説明は以上でございます。

○議 長

引続き、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

羽犬塚校区の鶴田です。

ただ今の事務局の説明のとおりです。ご審議お願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第7号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の25ページをご覧ください。

議案第7号 土地区画整理事業に係る農地の取扱いについて

でございます。

また、今回ですね、資料を別に、こちらの土地区画整理事業に係る農地の取扱いについてというやつと、事業計画案別冊1、定款というところとですね、土地区画整理事業についてという、流れを書いたものがございます。まず、議案書の方で説明していきたいと思います。議案書の第1項ですね、こちら筑後市大字長浜の島廻土地区画整理事業の事業計画ということで、福岡県知事からですね、農業委員会に意見を求められましたので、付議するということになっております。

25、26、27とありまして、27ページですね、最後のところの集計をご覧ください。田30筆、畑3筆、合計33筆、農地の面積が17,528.00 ㎡というところになってございます。

土地区画整理事業とはというところで、1枚ものの紙をご覧ください。令和4年4月、先程、5条の第4項と第5項で土地区画整理事業の和泉ですね、和泉の分は、教

育事務所と農林事務所の間になりますが、こちらのほうはですね、長浜の方は、筑後 小学校の東と南、南東といいますか、のところの位置になります。また後で、位置は ですね、資料で説明しますが。和泉の方の土地区画整理事業は、令和4年4月に同じ ような意見を求めるということになっておって、今回2回目ですけれども、なかなか 土地区画整理事業はですね、あまりありませんので、申請から認可までの流れをです ね、一度皆様にご説明したいと思います。

まず一番ですね、土地区画整理事業組合の事業計画の認可申請が出されます。代表者の方がですね、福岡県知事宛に事業計画認可申請を行うんですが、主管としましては県の都市計画課ですね、うちの都市対策課を経由してですね、送られる。

二番目として、農業委員会への意見聴取、県知事から農業委員会の意見を聞くことになっておりますので、7月19日にですね、県の方から農業委員会宛にですね、意見聴取のお願いというところで来ておりますので、今回付議をしたというところでございます。

そして、今回、三番、総会での審議、事業計画等について農業委員会の意見を作成 するということになっております。

そして、今後なんですけれども、今日、皆様から意見をいただいたものを踏まえまして、福岡県農業会議への意見聴取ということで、この総会が終わった後、もう実施に決まってますが、8月8日にですね、福岡県農業会議の方から、会長さん、副会長さん、事務局合わせて7、8名でですね、現地確認、及び開発の事前審査会の事前説明にですね、お見えになられます。8月8日の午前中にお見えになられることになります。事業者が説明をして、現地に行きまして、ここはどうだとか、水路はどうだとか、農業会議の方から聞かれます。

そして五番目ですね、それが終わりましたら、常設審議委員会というのが、毎月あっております、今回は18日にあるんですけど、事業計画等を私の方で説明差し上げまして、福岡県農業会議の意見書を発出していただきます。次に、うちの委員会の意見書と、農業会議の意見書を添付して、県知事に意見書を送付する。

あとは、県の都市計画課の方でですね、事業認可になれば、その後に農地法の5条 もしくは、4条の転用許可申請があがってくる。

最後にですね、先程の、5条の4項と5項のようにですね、所有権移転のための、 便宜上の転用許可申請があがってくるということですので、和泉の方はですね、50 何区画かありますから、これから契約が終わったところがですね、進んだところがどんどん上がってくるというところになりますので、同じような案件がたくさん出てくる。

長浜の方も、造成が終わったらですね、事業認可されて、終わったら、どんどん出 てくるということで、ご承知おきをいただきたいと思います。

事業の流れを説明しましたところで、こちらの農地の取扱いという冊子をご覧下さい。こちらで、実際の説明をしてまいります。

目次にですね、事業計画位置図とか、早速、目次を捲っていただきまして、1ページ、位置図をご覧ください。ちょうど中央部になりますが、筑後小学校と書いてある 隣のところ、こちらの方が位置図としてはこういうところになります。

土地区画整理事業はですね、用途地域の中に無ければ出来ないということになりますので、こちら黄色で塗ってありますですね、こちら用途地域の色になりますので、ここでは可能ということになります。

続きまして2ページをご覧ください。

これを大きくしたところですね、縦にしてみていただければと思います。この赤で 囲んだところがですね、実際のですね、区域図というふうになります。この申請のう ちの左側ですね、開発区域の左側に筑後小学校があるというふうにご覧いただければ と思います。

続きまして3ページです。こちらも縦にしてご覧ください。

こちら3ページですが、色を塗ってもらいましたこの開発区域がですね、道路が茶色、水路が濃い水色、農地が緑色で示してもらっております。その他黄色は宅地あるいは雑種地でございます。そういう見方をしていただければと思います。

続きまして4ページですね。

これは、施工区域内での道路の図、あとですね、開発になりますと、調整池が必要になりますので、水色のところですね、水色のところが2箇所ある、更に開発になると公園も必要というところになりますので、公園も配置をされているというところでございます。

続きまして5ページをご覧ください。

これは造成の計画図の案でございます。こちらがですね、55区画ですね、1番から55番まで番号を振っていただきまして、一番上の左から順番にしてもらって、下

のところがですね55番と書いてあると思います。一応こういった区画割でですね、 計画してございます。

そして、次、6ページですね、6ページが同意調書というものになります。

こちら地権者の方がたくさんいらっしゃいますけれども、全部で所有者が、地権者の方が21名、宅地とかも含めましてですね、うち20名の方が同意をしてございます。法的には3分の2以上でいいと、いうことになっているということでございますが、福岡県の場合がですね、9割以上の同意が必要ということでございますので、こちらは満たしているということになります。

1枚捲っていただいて8ページですね、未同意者の調書ということになっておりまして、この____ですね、ちょっと地図を戻ってもらって3ページ、ちょうど真ん中あたりですね、166㎡のところがございますが、こちらのほうなんですけどですね、ここに書いておるように、____氏という方が所有者なんですけど、既にだいぶん前に亡くなっておられまして、相続人の1人である____さんとお話をされております。事業に反対ではないけれども、相続人数がですね、膨大でですね、相続登記、及び同意取得が容易ではない。換地にて何らかの土地利用を図りたいと考えているということで、全く反対ではないというところで、進めてくださいということでお伺いをしております。

これが未同意がありますとですね、きちんととってもらうまでとか、最終的には公 共用地の収用と一緒でですね、最後にはできるようですけど、そういうことにならな いようにですね、努力をしていただきたいというところでございます。

9ページは水利関係の承諾書を、無条件承諾ということで、岡本委員さんが水利委員さんもされてございますので、承諾をしてもらっております。一応、55区画の計画でございましてですね、今度は別冊1の事業計画案をご覧ください。

こちらが、組合が作っておられる事業計画案でございます。 1 枚捲っていただきましてですね、事業計画の 1 ページですね、名称は先程言いましたように、筑後市長浜島廻土地区画整理事業ということになっております。場所はさっき言ったとおりです。 筑後小学校の南東側でございます。

3ページのところでございます。人口計画でございますが、1 戸当たりの平均人員が 2. 4 人、約 6 0 戸として、だいたい 1 5 0 人を想定されているというところで計画をされています。 1ページ捲っていただきまして 4ページですね、地積ですね、施

工前と施工後の土地の地積を書いております。施工前と施工後でですね、施工後で宅地になるのが、右の中段部、7,079.21 ㎡、だいたい4割弱というふうになります。あとは公共用地がそれぞれありますのでですね。

右の5ページですね、5ページを見ていただきますと、一番上の口ですね、減歩率の計算表になりますが、一番右のところで、公共保留地合算減歩率が61.07%ということで、約6割強が公共用地とかになります。なので、宅地は4割弱ですね、それと保留地というのがありますので、それを売却した収益で回していくということになります。後から出てきますけどですね。

1枚捲っていただきまして、公共施設のところですけれども、6ページですね、区 画街路がありまして、当然、整備計画にはアスファルト舗装と側溝はきちんとします よというところになってございます。あと先程言いました、公園と調整池が1号、2 号というところでございます。

7ページですね、こちら上水道は市の上水道が来てますので、本管から引き入れて、 寄付すると書いてますけど、上下水道に確認しましたら、正確にはですね、通常使う のは帰属すると、なので下の下水道の方が正しいんじゃないかということで聞いてい ます。下水道も本管が近くを通っておりまして、そこから引き込んでですね、新しく して帰属をするというところでございます。電気は九電、電話はNTT 西日本、電柱は すべて敷地内に設置するというところでございます。

事業施行期間ですけれども、組合の設立認可の広告の日から令和8年12月31日までですので、うちが意見書を出して、1ヶ月か2ヶ月後には認可されると思いますので、それからということで約3年くらいかかるんじゃないかというふうに、ちょっと面積も大きいですので、といった計画になっております。

8ページをご覧ください。資金計画でございます。

下に書いておりますように、保留地処分金というところでですね、㎡単価が_____円ということで、事業計画_____円ということです。支出はですね、右側の9ページのところ、公共施設の整備と上下水道の引込、その他の工事の費用を含みまして、同じく 円というふうになっております。

10ページはですね、年度ごとの工事の、あと資金の計画になっております。ご参照をいただきたいと思います。

今説明しました、土地区画整理事業、こちらの方、承認いただけるということであればですね、この事業計画について、意見書をですね、求められておりますので、事務局の方で回答案の方をですね、作成しております。中段以降読み上げます。

土地区画整理事業に係る農地の取扱いの10ページをご覧ください。

事業計画の回答案ということで、お示しをしたところでございます。

○筑後市農業委員会の意見

当該事業計画区域の農地は、筑後市都市計画の用途地域・第1種住居地域内で第3 種農地となりますので、農地転用は可能と思料します。

また、計画の執行にあたっては、未同意者の解消を図るとともに、事業計画区域内 や隣接農地の耕作に支障がないよう、用排水路等の機能保持に加え、大雨による水害 の要因とならないよう関係者及び関係機関と十分に協議を行い、万全を期してくださ い。 なお、農地を転用する場合には、農地法の規定による手続きを行ってください。

従前の、令和4年4月の和泉の時にはですね、大雨による水害の要因とならないようというのは、その時点では書いておりませんでしたけれども、やはり最近、この大雨による被害ですね、かなり増えてきまして、開発されたところは当然高められますので、そこは浸からないんですけど、他に影響がないようにというところで、一文つけ加えさせていただいて、事務局の回答案というところでさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

〇議 長

第7号議案について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員(11番)

11番の城戸です。

岡本委員にお尋ねしますけど、ここを埋め立ててあれするということは、田んぼと かなんかあそこんにきの水はけごたっとはどんなものなんですかね。

○委 員(15番)

一応ですね、この前お尋ねに来られたんですよ、その時に、水路だけやったから、 私が学校の倉庫の裏っかわ、筑後小学校の南側は私が代表者で、あと世話人がおらっ しゃるから、その方と、打合せして、だいたい高さがどれだけ、メーターがどれだけ の橋を作るということでボックスにするわけですね、図にあるように、私の家のそばに、新茶屋が、お宮があるんですよ、それから北に道路を作られるというふうなことですから、そこについては、宅地になっとるわけですよ。その水路から北側が田んぼですから、その水路にまず橋をかけるということだったので、そのへんについて、打合せをお互いにしてから、その後に、お返事しましょうということにして、OKという形になって、私が水利関係の承諾書にサインしたわけですね、その後の、まだ中の内容の大雨が降ってどうこうというのは、全然話は入っとらん、今からです。この申請が出てから、ある程度意見が出てから、そしてから、私ん所に私が担当だから印鑑をもらいに来ましたというような、私だけやなし、区長の印鑑ももちろんいるから、そのへんの話も中の内容は全然まだ、計画図を見せていただいておりますけども、まだ進んどらんです。

○委 員(11番)

ある程度雨の降った時は、あそこんにきは田んぼのだいたい浸っとでしょ、よこぞ の田んぼは。

○委 員(15番)

浸かるまでせんけどですね。そのへんについては、55区画ということで図面出てますので、そのへんについてはどれだけの高さで、調整池が2区画作ってあるけれども、どういうふうな形で、どうやって流して、どういうふうになさるか、下流の方の水路にかかる分については、まだ今から先、話をしていく状況になっている。

○事務局

私の方から補足説明でございます。

農地の取扱いについての3ページをご覧ください。これを縦にしていただきますと、ここに1枚だけ抜けとるですね、これはどういうことかといいますと、開発の事業者から聞いたところ、当然、境界を立会する、その前から、自分はこの事業にはかたらんと、また、境界立会の時におすすめしたけれども、かたらんと、いうことでですね、全くここにかたる意思はないということでですね、1枚だけこんなふうになっていると。じゃあ、ここに行く営農のためのですね、農道はどこですかと聞いたら、この下にですね、細くて見えにくいんですけども、水路の上にですね農道があるそうです。そこを通っていくけんよかと、いうことで確認をされているようでございますので、付け加えておきます。

○委 員(15番)

ちょっと補足しますと、きないとこがある、青いとこがある、その真ん中に、これ 水路なんですよ。手前からずっと横手に行ってますけれども、この水路に昔、馬車道 っちいうてから、2m50 cmが管理通路だから、2m40 から 2m50、馬車道があるそうな んですよ。そこを通らるつっちいうことで、まだ話はしとらんけども、完全に整備を していただくっちいうふうな条件をつけにゃいけんなっちいうふうに、私ひとりでは いけませんので、区長と話し合いながらですね。それと、溜桝、調整池、どこにため て、どこに流す、どれだけの水量が入るかもまだ、私達に話しちゃないから、55区 画できた後にですね、その下の方の田んぼもありますし、水路も完全に U 字溝しちゃ なかとこもあるから、そのへんも打合せするような形に持って行きたいという考えで すので、そのへんはまた来られた時にですね、話するように、私一人じゃできません ので、こういうふうな6,000坪もあるから、そのへんは十二分に区の代表者の田中さ んですかね区長の、その他の関係者の方、14,15名いられますから、一緒に打合せし ながら、やっていく予定にしとるです。この審査がある程度進んでいって、提出せや んちゅう、転用せやんちゅう状況になる時にですね、それともう一つ、今事務局から 言われました一番右側のとこですね、3ち書いてあっとこ、田んぼを全然そこにかた らんっちことなんですけれども、民家のとこを3年も使ってから、埋立とか造成する 時にダンプが行ったり来たり、それについては、非常に混雑して迷惑するし、通学路 でもあるし、この田んぼを借りていただいて、そこから侵入口を仮説道路を作ってい ただくような形で、説明して、またそれなりにしていかんならば許可をこちらの方と しては受けつけられんというふうなことも話をせんといかんかなと、私一人じゃ受け 付けられんということではなくて、審査も十二分にしていただいたうえでですね、や っていかにゃいかんと思います。

〇議 長

この_____の他にですね、南の方に田んぼが何筆かありますよね、こういうやつの 営農というか、同意書なんかは取っておられるわけですか。

○事務局

同意書はですね、転用の場合は、ちょっと資料についてないのでですね、分かりませんけれども、口頭で説明はされてあると思います。そもそも計画に同意されてあるところでですね。営農に支障がないようにしていただかないといけないからですね。

それと、私の方から追加で、先程、岡本副会長の方からありました、調整池の話ですね、これは開発の時に必ず流量計算がいりますので、流量計算をしたうえでの、この面積だと思います。この水の流れはおそらく、ここに書いてないから分かりませんけれども、ここに入って側溝に流すというふうな計算になろうかと思いますので、そのへんは県の方が厳しいですからですね、これはきちんとされている図面だと思ってもらって結構だと思います。あと、地元のさっき言われた、当然ここがですね、筑後小学校の、特別な呼び方で牛門とかですね、いろいろ言いますけど、そこでいっぱい子供たち通学してきます。ですから、朝の登校の時、それから、下校の時間には工事車両とかを行かないようにということは、開発事業者に伝えております。そのへんは十二分に配慮するよう、あと、その出入り口ですね、先程岡本副会長が言われた部分についても、きちんとしてくださいということで、お伝えをしております。

あとは、事務局で提案をしております意見書についてですね、ご審議をいただきたい と思います。

○議 長

2、3点質問も出ておるようですけど、他に何かございませんか。

○委 員(11番)

11番の城戸です。

○事務局

今回の災害についてはどの地区も、広川においてもですね、今までこんなことなかったというところが、やっぱり、50年、100年というのが、毎年のように来ますから、こういった流量計算は、基本的な雨の降ったとかいう部分だろうと思いますから、そのへんは事業者の方、あと、都市計画の方、水路課とか、そちらの方にですね、改訂が無いのかと、いう部分は確認はしておきます。もし、改訂とかがあれば、ちゃんと

正確な情報で、例えば、今まで 10 でよかったものが 12 いるですよ、というふうになればですね、そこはちゃんとした調整池になると思いますから、溢れないようにですね、なると思いますので、確認をしたいと思います。

○委 員(15番)

筑後小学校の南に、通学路ずっとあるんですよ、250mぐらいあるんですけども、そ のへんの打合せもまだ全然何もできてないんですよ、ここで今日説明を聞いただけで ですね、それけん、今言った都市計画課ともされながら、水路課、道路課あたりがど んふうなご返事をしてからこんな風に、申請出されたかそれもまだ、全然未確認だか ら、今から確認させていただいてですね、昨日区長さんとも、水路課、道路課にお伺 いしてですね、ある程度進展していく状況を見ながらですね、そして、やっていかに やかいかん、今城戸委員から言われましたようにですね、陥没したりなんたり今まで したことがないところがそういうふうになる可能性があるから、そのへん十二分に雨 量計算をしていただいてですね、していただくようにしてから、もしそういうふうに あふれるような状況に発生することがあれば、その前に工事期間中に水路をもう少し 補強していただくような形で、水害の起らないような状況で、確認申請を3条から5 条にかけて出されるだろうから、そのへんについては十分に検討した上で、印鑑を差 し上げたいと思います。ちょっと語弊がありますけども、こういうのは吟味したうえ でですね、私一人じゃなし、さっきいいましたように14、15名おらっしゃるから、 その方たちの意見を聞いて、みんな賛成ということになればですね、そういう形でさ せていただく予定にしています。

○事務局

この事業計画自体がですね、もう既に5、6年前からですね、あってて、そういう説明会は、長浜の区長さん代わられましたので、その前の区長さんには話はしてますということでしたが、今の区長さんにしてらっしゃらないということを岡本副会長から聞きましたので、岡本副会長から社長の方に電話してもらって、今の区長さんにはですね、連絡がいっておるようでございます。それからその結果ですね、結果についてもちゃんと連絡をしてくださいということでお伝えをしている、先程、言われました調整池の話とかですね、もろもろの話が出てくるかと思います。きちんと丁寧にですね、地元に説明をしていただいて、本当にトラブルがない、こちら意見書にも、回答案に書いておりますけど、大雨によるところも一つ付け加えておりますので、そう

いう点でですね、だいたい網羅した内容になっていると思いますので、詳細につきましては、地元の方と協議していただくように、また8日の日に業者が来ますから、そちらの方にきちんと伝えておきたいというふうに思います。また、農業会議からの意見も必ず出ると思われるからですね、そちらの方で対応していきたいと思います。

○委 員(11番)

事務局の方にお尋ねばってん、公園ば作らやんでしょうが、これ、何㎡以上になっとやったですかね。

○事務局

開発区域の何%というふうに決まっていると思います。こちらに書いておられる。

○委 員(11番)

何千㎡じゃなかったですかね。

○事務局

3,000 m以上が開発にかかるということになります。

○委 員(11番)

3,000 m*未満やったら、公園は作らんでよかつかね。3,000 m*以上になっと作らやんとたい。

○議 長

事務局にお尋ねしますけどですね、筑後市農業委員会の意見は、今日、採決ということになるんですかね。

他に何かございませんか。

いくつか質問も出ましたけれども、長浜島廻土地区画事業ということで、区画整理組合のですね、反対したいという方もいらっしゃらないようで、今お話があったとおり、福岡県に対してのですね、意見の集約ということになりますから、用途地域で第1種の住居地域ということで、要件はクリアしておりますからですね、事務局から作っていただいている、事業計画についての回答案ですね、これについてですね、承認をいただきたいと思いますけど、第7号議案についてですね、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【賛成者举手】

全員賛成ですね。

○委 員(11番)

あと、これ通ってから、長浜のいろいろ区長さんとか、農業委員さんとか、水路関係とかあろけんですね、また、ピシャっと話せんにゃしょんなかろうけんですね。そっで決めていかなですね。一応、計画にゃこげんなっとるばってん、ここはでけんとか、ここは変えにゃでけんとか、多分出てくるはずですもんね。

○議 長

一応、要件はクリアしておりますからですね、反対ということもでけん、これだけ 事業計画も出来とるしですね。中身を見ると、素人ながら、貯留地なんかは換地しな いとなるわけですね、そういうことでですね、かなり換地部分の面積が4割弱という ことでですね、私達の危惧するところはありますけど、一応地元の組合がですね、算 定をしていると思いますから、一応農業委員会としてはですね、全員賛成ということ で、承認することにいたします。

○委 員(15番)

さっき城戸委員から言われたように、この 600 坪、2 町あるから、私の長浜行政区だけじゃなし、農業委員さんのいろんな意見も聞きながらですね、最終的にはこれで OK という形になってから、皆さんで協議して OK という形でやっていかにゃ、とても 私一人じゃできませんので、そのへんよろしくお願いします。

〇議 長

8日にもですね、農業会議の方からお見えになるのでですね、いろいろ現地も見に 行くようになっておりますから、またそこでいろいろ議論になる点はですね、質問等 をしてもらいたいと思います。

午後2時45分 閉会